［事例問題２］（５０点）

【問題】

問１　起案

原告訴訟代理人の立場に立って、別紙１（訴状）、別紙２(甲第１号証・意匠登録原簿謄本)、別紙３(甲第２号証・意匠公報)、別紙４(原告代表者の陳述書)に基づいて、別紙１（訴状）の空欄１ないし３に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注１　本訴は平成２３年８月３日付けの訴状となっていますが、現在の法令と、現在存在するすべての判例に基づいて起案してください。

注２　この問題の事例は、架空の事案であって、実際の事件ではありません。

注３　空欄３については、適切と考える損害賠償請求の具体的金額の計算根拠を記載し（一部請求は行わないものとします。）、請求の趣旨第３項にその賠償請求の金額が記載されているものとして扱ってください。なお、消費税は考慮しないものとします。

問２　小問

（１）ア　問１の事例において、被告が被告商品（物干し器）の販売を平成２３年１月２０日に開始したものとします。このとき、原告の被告に対する不正競争防止法第２条第１項第３号、同法第４条に基づく損害賠償請求権のうち、被告商品の販売が開始された平成２３年１月２０日に発生した請求権（以下、本小問（１）において、「本請求権」という。）の消滅時効の起算点はいつですか。また、時効の中断がなかったとすれば、本請求権の消滅時効が完成するのはいつですか。根拠条文を示しながら、結論と理由を述べてください。

イ　問１の事例において、上記（１）アの本請求権の消滅時効の中断が生じ得る時期として考えられるものはいつですか。根拠条文を示しながら、結論と理由を述べてください。

（２）商標権侵害訴訟が提起された場合において、次のアからウまでの各事例についての質問に対して、それぞれ解答してください。

ア　〈事例①〉　訴状が被告に送達され、第１回口頭弁論期日に原告は出頭したが、被告は答弁書を提出せずに欠席した。裁判所は、弁論を終結し、原告の請求を認容する判決を言い渡した。

【質問】　裁判所はいかなる手続上の理由に基づいて原告の請求を認容する判決を言い渡したのかについて、根拠条文を示しながら説

明してください。

イ　〈事例②〉　訴状が被告に送達され、第１回口頭弁論期日に原告は出頭したが、被告は欠席した。しかし、被告は、原告の登録商標と同一の指定商品かつ同一の商標に係る先願の他人の登録商標を具体的に記載して、原告主張の登録商標は無効とされるべきであるとの答弁書を提出していた。裁判所は第２回口頭弁論期日を指定した。

【質問】　裁判所の対応が事例①と異なることとなった理由について、根拠条文を示しながら説明してください。

ウ　〈事例③〉　事例②において、先願の他人の登録商標に係る商標公報は書証として提出されていなかった。被告はすべての口頭弁論期日を欠席し、答弁書の提出以外の訴訟活動を行わなかったが、原告は当該登録商標の存在を認めた。裁判所は弁論を終結し、被告の抗弁を認めて原告の請求を棄却する旨の判決をした。

【質問】　裁判所が、弁論を終結し、原告の請求を棄却する旨の判決をすることができた手続上の理由について、根拠条文を示しながら説明してください。

別紙１

訴　　状

平成２３年８月３日

大阪地方裁判所　民事部　御中

原告訴訟代理人

弁護士　甲野太郎　㊞

弁理士　甲山次郎　㊞

〒530-0000　大阪市○区○町○丁目○番○号

原告　甲川株式会社

代表者代表取締役　甲川一郎

〒530-0000　大阪市○区○町○丁目○番○号

甲野法律事務所（送達場所）

電話 06-3581-○○○○　FAX 06-3581-○○○○

原告訴訟代理人　弁護士 甲野太郎

〒530-0000　大阪市○区○町○丁目○番○号

甲山特許事務所

電話 06-3587-○○○○　FAX 06-3587-○○○○

原告訴訟代理人　弁理士 甲山次郎

〒103-0000　東京都○区○町○丁目○番○号

被　　告　　乙田株式会社

代表者代表取締役　　乙　田　三　郎

意匠権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額　○○○○　円

貼用印紙額　○○○○　円

請　求　の　趣　旨

1　被告は、別紙被告商品目録記載の物干し器を製造し、販売し、又は販売のために展示してはならない

2　被告は、前項記載の物干し器を廃棄せよ

3　被告は、原告に対し、金〇〇〇〇円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え

4　訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請　求　の　原　因

第１　当事者

原告は、物干し用品や収納用品等の製造、販売を業とする株式会社であり、被告はプラスチック製リビング用品等の製造、販売を業とする株式会社である。

第２　意匠権侵害に基づく差止請求及び廃棄請求

1　原告の意匠権

原告は、以下の意匠権（以下「本件意匠権」といい、その登録意匠を「本件意匠」という。）を有している（甲第１号証、甲第２号証）。

（１）登録番号　　意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号

（２）出 願 日　　平成２２年６月３０日

（３）登 録 日　　平成２３年６月１７日

（４）意匠に係る物品　物干し器

（５）登録意匠　　本件意匠にかかる公報（甲第２号証）記載のとおり

2　被告の実施行為

被告は、業として、別紙被告商品目録記載の物干し器（以下、「被告商品」といい、被告商品の意匠を「被告意匠」という。）を製造し、販売し、販売のために展示している。

3　本件意匠の構成態様

本件意匠の構成態様は、次のとおりである。

（1）基本的構成態様

A　支柱に上下二段の物干し竿及び脚部を備えた物干し器の形態をなしている。

B　支柱は、垂直に１本設けられている。

C　支柱の上端に設けられた上部円盤には、複数の孔が設けられ、かつ、竿下縁に複数のフックが付された４本の上段物干し竿が、十字状に水平に設けられている。

D　支柱の中央部よりやや下寄りに設けられた下部円盤には、先端部に上向きのクリップが形成された複数の下段物干し竿が、放射状に水平に設けられている。

E　支柱の下端に設けられた脚部は、放射状に設けられた３本の脚柱からなる。

（2）具体的構成態様

B－１　支柱は、細長い丸棒状である。

B－２　支柱には、上部円盤のすぐ下の位置に、上方に向かって一対の「L」字形突起が設けられている。

C－１　上段物干し竿には、縦に長い楕円状の孔が６個等間隔に設けられ、かつ、該孔と孔の間の竿下縁に釣針状のフックが６個等間隔に設けられている。

Ｃ－２　上段物干し竿は、細長い角棒状である。

Ｄ－１　下段物干し竿は、細長い棒状であり、２０本設けられている。

Ｅ－１　脚柱は、丸棒状である。

Ｅ－２　支柱と脚柱との接合部には、三角稜状のカバーが取り付けられている。

Ｅ－３　脚部の高さは、物干し器全体の高さの４分の１強である。

Ｅ－４　脚柱と支柱とで形成される角度は、約１３５度である。

４　被告意匠の構成態様

被告意匠の構成態様は、次のとおりである。

（１）基本的構成態様

ａ　支柱に上下二段の物干し竿及び脚部を備えた物干し器の形態をなしている。

ｂ　支柱は、垂直に１本設けられている。

ｃ　支柱の上端に設けられた上部円盤には、複数の孔が設けられ、かつ、竿下縁に複数のフックが付された４本の上段物干し竿が、十字状に水平に設けられている。

ｄ　支柱の中央部よりやや下寄りに設けられた下部円盤には、先端部に上向きのクリップが形成された複数の下段物干し竿が、放射状に水平に設けられている。

ｅ　支柱の下端に設けられた脚部は、放射状に設けられた３本の脚柱からなる。

（２）具体的構成態様

ｂ－１　支柱は、細長い丸棒状である。

ｂ－２　支柱には、上部円盤のすぐ下の位置に、上方に向かって一対の「Ｌ」字形突起が設けられている。

ｃ－１　上段物干し竿には、縦に長い楕円状の孔が６個等間隔に設けられ、かつ、該孔と孔の間の竿下縁に釣針状のフックが６個等間隔に設けられている。

ｃ－２　上段物干し竿は、細長い角棒状である。

ｄ－１　下段物干し竿は、細長い棒状であり、２０本設けられている。

ｅ－１　脚柱は、丸棒状である。

ｅ－２　支柱と脚柱との接合部には、上面が円錐状にややふくらんだ円盤状のカバーが取り付けられている。

ｅ－３　脚部の高さは、物干し器全体の高さの５分の１弱である。

ｅ－４　脚柱と支柱とで形成される角度は、約１２０度である。

５　被告意匠と本件意匠との類否

意匠は、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下「形態」という。）である（意匠法第２条第１項）。そこで、被告意匠と本件意匠との類否も、物品の類否及び意匠の形態の類否について、それぞれ検討する。

（１）物品の類否

被告意匠と本件意匠とは、いずれも物干し器に係るものであって、その物品は同一である。

（２）形態の類否

（２）－１　被告意匠と本件意匠との形態の対比

ア　共通点

上記「３及び４」記載のとおり、被告意匠と本件意匠とは、次の点において共通する。

①　基本的構成態様の全て（被告意匠のａないしｅと本件意匠のＡないしＥ）

②　具体的構成態様のうち、支柱、上段物干し竿及び下段物干し竿に関す

る具体的構成態様の全て（被告意匠のｂ－１ないしｄ－１と本件意匠のＢ－１ないしＤ－１）

③　脚部に関する具体的構成態様の一部（被告意匠のｅ－１と本件意匠のＥ－１）

イ　相違点

被告意匠と本件意匠とは、次の点において相違する。

①　支柱と脚柱との接合部に取り付けられたカバーの形状が、被告意匠は上面が円錐状にややふくらんだ円盤状であるのに対し、本件意匠は三角稜状である点（被告意匠のｅ－２と本件意匠のＥ－２）

②　物干し器全体の高さに対する脚部の高さが、被告意匠は物干し器全体の高さの５分の１弱であるのに対し、本件意匠は物干し器全体の高さの４分の１強である点（被告意匠のｅ－３と本件意匠のＥ－３）

③　脚柱と支柱とで形成される角度が、被告意匠は約１２０度であるのに対し、本件意匠は約１３５度である点（被告意匠のｅ－４と本件意匠のＥ－４）

（２）－２　本件意匠の要部

本件意匠においては、支柱に上下二段の物干し竿及び脚部を具備するという物干し器の形態全体が、①従来の物干し器にはみられなかった上下二段の物干し竿と安定感のある脚柱という画期的なデザインのものであることや、②その上下二段の物干し竿を設けたことにより機能性が格段に向上されていることなどからみて、物干し器の需要者である主婦層などの家事従事者において、その注意を特に引く特徴的部分といえる。

そうだとすると、本件意匠の要部は、基本的構成の中でも、その形態全体を構成する、支柱の上端の上部円盤に十字状に水平に設けられた上段物干し竿と、支柱の中央部付近の下部円盤に複数放射状に設けられた下段物干し竿と、放射状に設けられた脚柱からなる脚部とから構成される物干し器の形態

全体にあるというべきである。

（２）－３　被告意匠と本件意匠との形態の類否

空欄１

６　小括

以上のとおり、被告意匠は本件意匠と同一又は少なくとも酷似するものであるから、原告の許諾を得ず、業として、被告商品の製造、販売、販売のための展示を行っている被告の行為は、本件意匠権を侵害する行為である。

したがって、原告は、被告に対して、意匠法第３７条第１項に基づき、被告による本件意匠権の侵害行為の停止を請求する権利を有し、また、同条第２項に基づき、上記侵害行為を組成した被告商品の廃棄を請求する権利を有する。

第３　不正競争行為に基づく差止請求及び損害賠償請求

１　被告の不正競争行為（形態模倣）

（1）原告商品の形態

原告は、本件意匠の実施品として、別紙原告商品目録記載の物干し器の商品形態を有する物干し器（以下「原告商品」という）を、平成２２年７月１日から関西地域及び関東地域で販売している。

原告商品の具体的な形態は、上記「第２、３」記載のとおりである。

（２）被告の譲渡等行為

被告は、被告商品を、平成２３年１月２０日頃から製造、販売、販売のた

めに展示している。

（3）被告商品における原告商品の形態の模倣

空欄２

（4）まとめ

以上から、被告商品が原告商品の形態を模倣したものであることは明らかである。

したがって、被告が被告商品を販売、販売のための展示を行っている行為は、不正競争防止法第２条第１項第３号の不正競争行為に該当する。

2　原告の営業上の利益の侵害及び損害の発生

上記「１（１）」記載のとおり、原告は、原告商品を平成２２年７月１日から関西地域及び関東地域で販売していた。

しかるに、原告商品の形態を模倣した被告商品が平成２３年１月２０日頃から関東地域で販売開始された以降、原告商品の売上げは激減している。

原告商品や被告商品のような、支柱に上下二段の物干し竿及び脚部を具備するという物干し器は、全国でも原告と被告以外は製造していないことから、被告商品の販売によって原告商品の売上げが激減したことは明らかである。

したがって、被告による被告商品の販売により、原告の営業上の利益は侵害され、原告は損害を被っている。

3　被告の故意

上記「１（３）」記載のとおり、被告商品は原告商品の形態を故意に模倣した

ものである。したがって、そのような被告商品を販売している被告の行為は、故意によることは明らかである。

4　原告の損害額

空欄３

5　小括

以上のとおり、原告は、被告の上記不正競争行為（不正競争防止法第２条第１項第３号）により、営業上の利益を侵害され、損害を被っている。

したがって、原告は、被告に対して、不正競争防止法第３条第１項及び第２項に基づき、原告の営業上の利益を侵害する行為の停止を請求する権利及び当該侵害行為を組成した被告商品の廃棄を求める権利を有すると共に、同法第４条、第５条第１項に基づき、原告が受けた損害の賠償を請求する権利を有する。

第４　総括

よって、原告は、被告に対して、意匠法第３７条第１項及び第２項並びに不正競争防止法第２条第１項第３号、第３条第１項及び第２項に基づき、別紙被告商品目録記載の商品の製造、販売及び販売のための展示の差止め、並びにその廃棄を求めると共に、不正競争防止法第４条及び第５条第１項に基づき、不正競争行為による損害金〇〇〇〇円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める。

証　拠　方　法

甲第１号証　　意匠登録原簿謄本

甲第２号証　　意匠公報

附　属　書　類

1	訴状副本	１通
2	甲号証写し	各１通
3	資格証明書	２通
4	訴訟委任状	２通
5	特定侵害訴訟代理業務付記証書写し	１通

以　上

（別紙）

原告商品目録

1　品　名　　物干し器

2　形　状　　別紙図面１のとおり

(別紙)

図　面　1

正 面 図

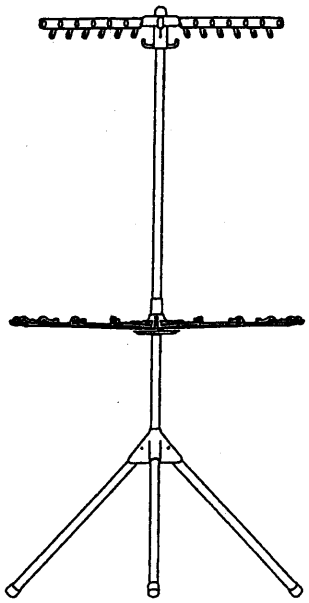

背 面 図

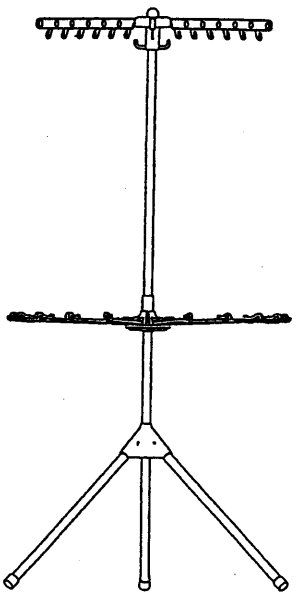

右側面図

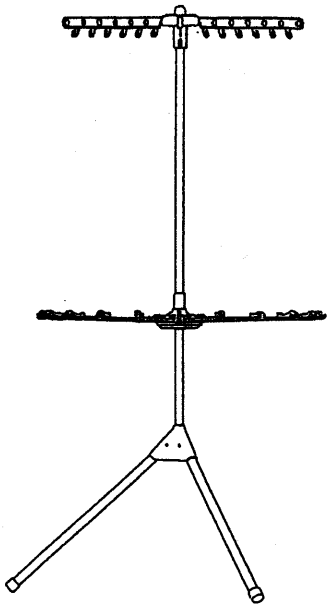

左側面図

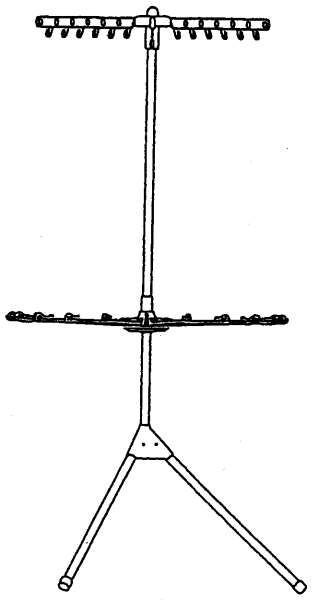

平 面 図

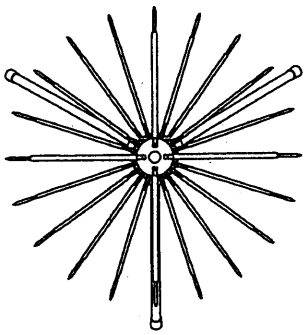

底 面 図

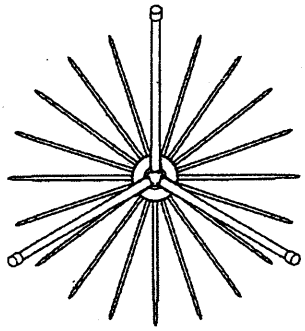

（別紙）

被告商品目録

1	品　名	物干し器
2	商品名	ハッピー物干し
3	形　状	別紙図面２のとおり

(別紙)

図　面　2

正面図

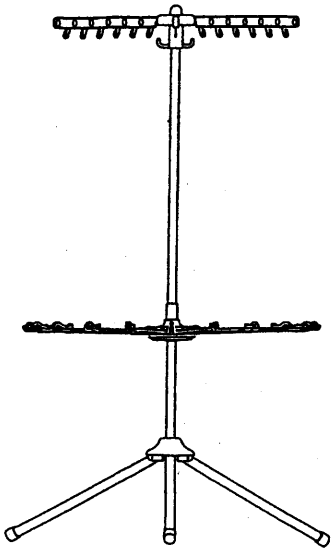

背面図

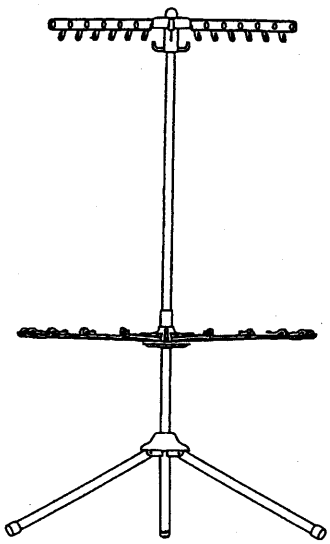

右側面図

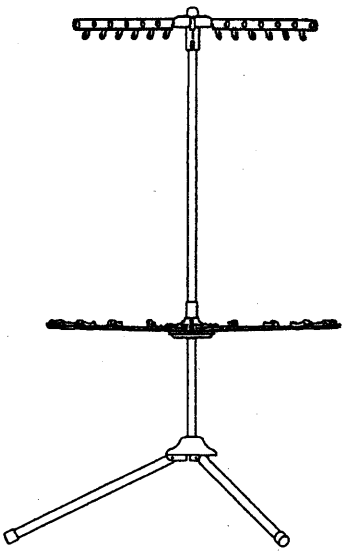

左側面図

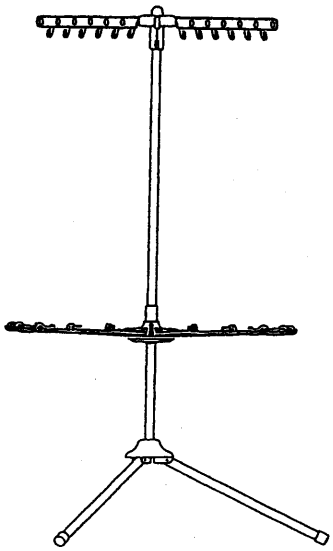

平面図

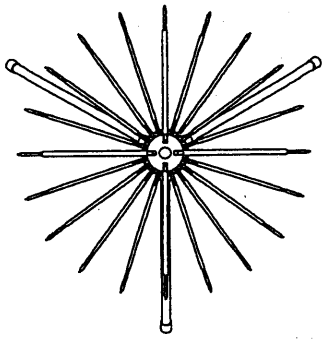

底面図

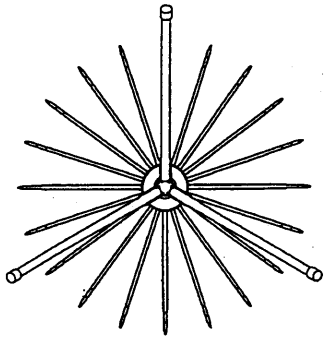

別紙２

甲第1号証

意

意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号

表示部				
表示番号（付記）	登録事項			
１番	出願年月日	平成２２年　６月３０日	出願番号	２０１０－９９９９９９
	査定年月日	平成２３年　６月　３日		
	意匠に係る物品	物干し器		
			登録年月日	平成２３年　６月１７日

登録料記録部	
登録料	
	1年分　金額　8500円　納付日　平成23年6月7日　　2年分　金額　8500円　納付日　平成23年6月7日 3年分　金額　8500円　納付日　平成23年6月7日

甲区		
順位番号（付記）	登録事項	
１番	大阪府大阪市〇区〇町〇丁目〇番〇号	甲川株式会社 登録年月日　平成２３年　６月１７日

（以下余白）

－1－

上記は意匠登録原簿に記載されている事項と相違ないことを認証する。

平成２３年　８月　１日

経済産業事務官　〇田　〇男　（印）

別紙３

甲第２号証

（１９）【発行国】日本国特許庁（ＪＰ）

（４５）【発行日】平成２３年７月２９日（２０１１．７．２９）

（１２）【公報種別】意匠公報（Ｓ）

（１１）【登録番号】意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号（Ｄ〇〇〇〇〇〇〇）

（２４）【登録日】平成２３年６月１７日（２０１１．６．１７）

（５４）【意匠に係る物品】物干し器

（５２）【意匠分類】Ｃ３－７２１

（５１）【国際意匠分類（参考）】０７－０５

（２１）【出願番号】意願２０１０－９９９９９９（Ｄ２０１０－９９９９９９）

（２２）【出願日】平成２２年６月３０日（２０１０．６．３０）

（７２）【創作者】

【氏名】甲川　一郎

【住所又は居所】大阪府大阪市〇区〇町〇丁目〇番〇号

（７３）【意匠権者】

【識別番号】９９９９９９９９９

【氏名又は名称】甲川株式会社

【住所又は居所】大阪府大阪市〇区〇町〇丁目〇番〇号

【審査官】〇〇　〇〇

【図面】

【正面図】

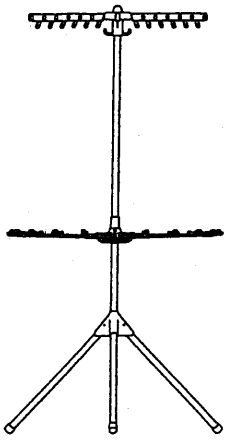

【背面図】

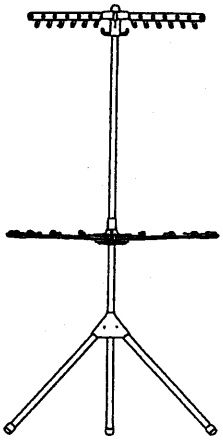

【右側面図】

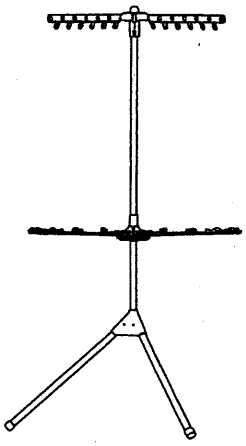

【左側面図】

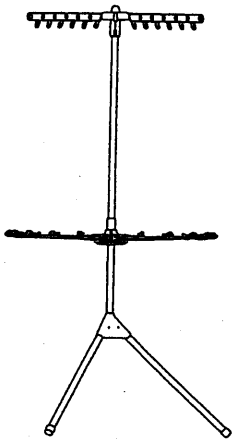

【平面図】

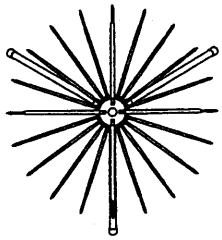

【底面図】

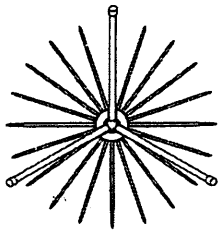

別紙４

原告代表者の陳述書

１　陳述者の経歴

私は、大阪市○区○町○丁目○番○号にある、甲川株式会社（以下「当社」といいます。）の代表取締役を務める甲川一郎です。

私は、昭和５４年４月に当社を設立して、物干し用品や収納用品等のいわゆる生活用品を製造、販売する事業を始めました。お陰様で、業績は順調に伸び、販売地域も拡大しており、ここ１０年ほどは、関西地域のみならず関東地域の大手スーパーやディスカウントストア等でも広く取り扱っていただけるようになりました。

今回、当社の人気商品であり、そのデザインについて意匠権も取得している２段物干し器（以下「本件物干し器」といいます。）を、東京にある乙田株式会社（以下「相手方」といいます。）にまねされたために（以下、まねしてできた相手方の商品を「相手方物干し器」といいます。）、当社が大変な損害を被っておりますので、その経緯や内容につき、詳しく陳述いたします。

２　相手方について

相手方は、東京都○区○町○丁目○番○号に所在する、プラスチック製リビング用品等の製造、販売を業とする株式会社です。代表取締役は、乙田三郎という人だそうです。

相手方も、当社と同じように、生活用品を作って販売しているようですが、相手方の商品は、東京を中心に販売されているようです。

３　本件物干し器の販売に至る経緯

まず、本件物干し器の販売に至る経緯から御説明します。

これまでの物干し器には、垂直に立てられた棒、あるいはＸ字状に交差させた２本の棒からなる１対の支柱の間に掛けた物干し竿に洗濯物やハンガーを掛けるタイプの物がありますが、これは置き場所をとる、という難点がありました。また、本件物干し器のように、支柱が１本で比較的場所をとらないスタンド式の物干し器もありましたが、タオルなどを干すための物干し竿が一段しかなかったため、スペースを有効活用してたくさんの洗濯物を干すことができない、という難点がありました。

そこで、これらの難点を克服する商品として、当社でデザインを

開発したのが、本件物干し器です。

本件物干し器は、支柱を１本とするスタンド式にすることで狭い場所でも置けるようにすると共に、物干し竿を２段にし、上段にはハンガーに干した洗濯物等を干すスペースを、下段にはタオル等をたくさん干せるスペースを確保することで、狭いスペースを有効活用して、たくさんの洗濯物を干せるように工夫しました。

上段の物干し竿は、ハンガーに掛けたシャツなどを納まりよく、かつ最大限干せるようにするため、４本の竿を十字状に取り付けました。また、竿には、ハンガーを掛けるための孔を複数空けると共に、竿の下部に洗濯ばさみを引っかけるためのフックを複数付けて、靴下などの小物を干せるようにしました。

下段の物干し竿は、できるだけ多くのタオル等を干せるように、細長い棒状の竿を２０本放射状に取り付けました。また、タオル等が落ちないよう、竿の先端には、洗濯物を挟んで止めるためのクリップを上向きに付けました。

物干し器の脚は、安定性がありつつも場所を取らない形にするため、３本の棒を放射状に立てる形としました。

そして、この画期的なデザインを物干し器の購入層である主婦層に強くアピールすべく、各部のデザインは、機能的でありながら、全体としてすっきりとしてバランスの良いものとなるよう、気を遣いました。

このようにして開発された本件物干し器のデザインは、当時画期的だったこともあり、発売に当たっては、弁理士の先生と相談の上、先に意匠出願をしてから、商品の販売を開始することとしました。

そして、平成２２年６月３０日に本件物干し器のデザインにつき意匠出願を行った後、平成２２年７月１日から本件物干し器の販売を開始したのです。

4　相手方物干し器の販売開始

発売当初は、それほど目立った売行きを見せなかった本件物干し器ですが、口コミ等でその便利さが広まったお陰で、その年の１０月頃から一気に人気商品となり、売上げも急激に伸びました。

ところが、翌年の２月になり、急に本件物干し器の販売数が激減しました。このことに気づいたのは、平成２３年３月２日に、月初めの定例作業として行っている前月分の売上確認を行ったときでし

た。どうやら１月末頃から販売数が減り始めていたようなのですが、２月になってから明らかに販売数が極端に落ち込んでおり、売上げも大幅に減っていたのです。

これはおかしいと思い、早速当社の社員に調査させたところ、３月１０日に初めて、本件物干し器とそっくりな商品、つまり相手方物干し器が売られていること、この商品は「ハッピー物干し」という名前で、関東地域のディスカウントストア等で広く売られていること、相手方物干し器の製造元・販売元が相手方、すなわち、乙田株式会社であること、相手方物干し器の販売が開始されたのは平成２３年１月２０日頃であったことが分かりました。本件物干し器は、市場で販売されている人気商品ですし、相手方物干し器は本件物干し器とそっくりですので、まねしたに決まっています。

相手方物干し器は、１台１０００円で売られていました。一方、本件物干し器は、発売当初から今日に至るまで、１台２０００円で販売していますので、相手方は本件物干し器の半分の値段でそっくりな形の物干し器を売っていることになります。これでは、本件物干し器の売上げが激減するのも当然です。

5　当社の対応

当社は、これに対する対応につき、すぐに顧問弁護士の甲野太郎先生と、顧問弁理士の甲山次郎先生に相談させていただきましたことは、御存じのとおりです。

その結果、まずは相手方物干し器の製造と販売の中止と、２月・３月分の売上減少分の賠償を求める警告書を送ろう、ということになりました。ただ、この時点では、先に出願した意匠が審査中であったため、まずは不正競争防止法の「形態模倣」に当たるとの主張を根拠に、製造と販売の中止及び損害賠償を求めることになりました。

当社は、相手方に対し、平成２３年４月２０日付け内容証明郵便で、相手方物干し器のデザインは本件物干し器のデザインを模倣した物であり、このような物を販売する行為は不正競争行為に当たるから、すぐに製造・販売を中止すると共に、２箇月分の売上減少分を損害として支払って欲しい、との警告書を送付しました。しかし、この警告書は、４月２２日に相手方に届いたにも関わらず、相手方からは何の連絡も支払もありませんでした。また、相手方物干し器

は、店頭からなくなることもなく、これまでどおり販売され続けており、本件物干し器の販売数も落ち込んだままとなっていました。

そこで、その後の対応を思案していたところ、６月３日に意匠の登録査定が出されたことから、相手方に対する訴訟を提起してもらうことにしました。

6　当社が受けた損害

さきほどお話ししたように、本件物干し器は、１台２０００円で販売しています。一方、１台にかかる経費としては、材料費などの製造に直接必要な変動費が８００円、運送費や取扱説明書の印刷費などの販売に直接必要な変動費が２００円、その他、一般管理費などの製造、販売に間接的に必要な固定費は４００円です。

本件物干し器は、平成２２年１０月頃からは、少なくとも毎月１万台は売れていましたが、平成２３年２月以降は１月当たりの販売台数が平均して３５００台にまで落ち込んでいます。本件物干し器のような、スタンド式で２段の物干し竿のある物干し器は、全国でも当社と相手方以外作っていませんので、当社の販売数量が減った分は、そのまま相手方物干し器の販売数量になると考えてよいと思います。

また、本件物干し器は、平成２３年１月までは月１万台以上を製造、販売しても、品切れとなることがある位の人気がありましたので、少なくとも売上げが一気に伸びた平成２２年１０月以降１年間くらいは、関西地域、関東地域を併せて、毎月１万台は確実に売れていたと思います。

7　当社の意向

まず、とにかく当社の人気商品である本件物干し器をまねした相手方物干し器の販売をやめさせてほしいと思います。

また、この間当社が被った損害額は、きちんと全額相手方に請求してほしいと思います。

警告書を無視して平然と販売を続ける相手方をどうしても許せませんので、どうか、当社が望む結果を出せるような訴訟を起こしてください。

以　上